毎週 火曜日・金曜日(祝祭日に当たるときは翌日発行)

発行人 大 分 県

編集 株インタープリンツ

(定価 箇年 三万八千八百八十円

第

平 成 \equiv + 年

Ξ 五 五 号

月 日

金

曜日

平成三十一年二月一日 大分西部地域森林計画変更計画書

目

次

大分県告示第五十二号

示

る。 年法律第二百四十九号)第三十四条第一項の許可をすべき面積の限度は、次のとおりであ 平成三十一伐採年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、 (昭和二十六

平成三十一年二月一日

安 林 種 単位区域名 許可できる面積の限度 (ヘクタール)

保

玖日北番北大大別東西駅山 川匠海野分_府国国館国 上川部川川 東東川川 上川部川川 東東川川 地地地地 **ZZZZZZZZZZ**Z

 会 訓 区について地域森林計画を立てたので、同法第六条第七項の規定により公表する。 次の森林計画 水源かん養保安林

大分県告示第五十号

〇 告

示

平成三十一年二月一日

公表する書類

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第一項の規定に基づき、

勝 貞

大分県知事

広

瀬

大分北部地域森林計画書及び森林計画図 (別府市、 中津市、 豊後高田市、 杵築市、 宇佐

公表場所

国東市、姫島村及び日出町

大分県農林水産部林務管理課及び関係振興局農山漁村振興部

平成三十一年二月

日

大分県報 (告示)

大分県告示第五十一号

区について地域森林計画を変更したので、 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第五項の規定に基づき、次の森林計画 同法第六条第七項の規定により公表する。

大分県知事 広 瀬

勝

貞

公表する書類

公表場所

大分県農林水産部林務管理課及び西部振興局農山漁村振興部

大分県知事 広 瀬 勝

貞

九九・一三 三八・六七

五四七・六二 三六・九七

、 二二二 四 八 五 九 九 五 五 二 四 四 · 五 五 二 四 四 · 五 四 四 七 五 六 五 五 六 五 五 六 五 五 六 五 五 六

川地地

二七・一九

別東西駅山

国国館国

東東川川

地地地地

区区区区区

	平成三十一
	年
	月
	日
ı	

大分県報
(告示)

(国) (大 分 川 地 区 区 国							1				
安林 大分川地区 二七・四九 中津市平島横町大学大島学岩木二三 成 一二、五九 二、五九 安林 大分川地区 二十七・元九 二十七・五九 二十七・五九 二十七・五九 二十七・五九 二十七・五九 二十七・五九 二十七・五九 二十七・五九 二十七・五九 二五十七・五九 二五十七・五九 二五十七・五九 二五十七・五九 二十七・五九 二五十七・五九 二五十七・五九 二五十十年二月一日から二週間大分原土木建築総部道路保全課に備え賃 本1二・三十十年二月一日から二週間大分原土木建築総部道路保全課に備え賃 上二号 上二号 中津市平島横町大学大島学岩木二三 前 二二・二九 二五・二十年二月・日・二十十二三十二 二五・二十十二三十二 二五・二十二 五十十年二月一日・五〇舎二 大分原土木建築部部地口 大分市大学佐費園学太田七五〇舎二 前 二二・五十十年二月・日・から二週間大分原土木建築部部路所保全課に備え賃 二二・二十年二月・日・カら二週間大分原土木建築部部所保全課に備え賃 大分市大学佐費園学太田七五〇舎二 前 二二・五十十年二月・日・カら二週間大分原土土土建築部所収上 二五・二十二・五十年二月・日・カら二週間大分原土土土建築部所収上 大の一大・カート・コー・コー・コー・コー・コー・コー・コー・コー・コー・コー・コー・コー・コー・	六七・〇	- - - - - - - - - - - - - - - - -		四二番四まで四二番四まで四二番四まで		長	敷地の幅層	前後即	間	区	及び路線名
大		î.		中津市耶馬溪町大字大島字岩木一三				県知事	大分		
安林 大 野 川 地 区	7 1	り た ○		四二番二まで四二番二まで	一般国道二					十一年二月一日縦覧に供する。	いて一般の窓
安林 大 分 川 地 区 1 二七・四九 中津市三光西森学市路道: 二七三番 前 八七・五 二、五九 安林 大 分 川 地 区 1 一大・二 上 一分、一 上 一分、一 上 一分、一 上 一分、上 上 一分、上 上 一分、上 上 一分、上 上 一方、九 上 、 五九 上)	_ _ <u>=</u>		四三番三から中津市耶馬溪町大字大島字岩木一三		保全課に備え置	2県土木建築部道路	一週間大分	一年二月一日から二	図面は、平成三十する。	区域を変更な
安林 大分川地区 二二八・三二十分県告示第五十四号 中津市三光西科字市郎迫コニ七三番 前 八七・五十九四十十年二月一日 大分県告示第五十四号 本で、大分県告示第五十四号 本で、大分県告示第五十四号 本で、大分県告示第五十四号 本で、大分県告示第五十四号 本で、大分県出土木建築部道路 大分市部地区 11日 地区 11日 地区 11日 中津市三光田口字西荒田七三二番二 11日 中東 中津市三光田口字西荒田七三二番二 11日 中津市三光田口字西荒田七三二番二 11日 中津市三光田口字西荒田七三二番二 11日 中東 中津市三光田口字西荒田七三二番二 11日 中東 中津市三光田口字西荒田七三二番二 11日 中東 中津 中二月 中東 中津市三光田口字西荒田七三二番 11日 中津市三光田口字西荒田七三二番二 11日 中津市三光田口字西荒田七三二番二 11日 中津市三光田口字西荒田七三二番二 11日 中津市三光田口字西荒田七三二番二 11日 中津市三光田口字西荒田七三二番二 11日 中津市三光田工字西荒田七三二番二 11日 中津市三光田工字西流田七三二番二 11日 中津市三光田工字面流 11日 中津市三光田工字面流 11日 - 11日 中市 中二月 中市 中市 中二月 中市 中市 中二月 中市	九 · 四	「元		二地内二地内		いのように道路の	の規定により、次	条第一項	:第百八十号) 第十八	第五十三号 昭和二十七年法律	大分県告示第
安林 大 分 川 地 区		- (一まで	九七号一般国道一	九二・六六			分南北部地		保健保安林
安林 大分川地区 二三八・三一 中津市三光西森字市郎道二二七三番 前後別 八七・五 安林 大分川地区 二三八・三一 中津市三光西森字市郎道二二七三番 (人・二・九 お珠川地区 二三八・三一 中津市三光西森字市郎道二二七三番 (人・二・九 お珠川地区 一三八・三一 中津市三光西本字市郎道二二七三番 (人・二・九 大野川地区 一三八・三一 本の関係図面は、平成三十一年二月一日から二週間大分県土木建築部道路町・一・〇六、道路の種類 大野川地区 一・〇六、道路の種類 北海部地区 二・〇・九四 平成三・一年二月一日 大分県知事 広 瀬 大野川地区 二・〇・九四 平成三・一年二月一日から二週間大分県土木建築部道路町・一・〇六、道路の種類 下級三十一年二月一日から二週間大分県土木建築部道路町・一・〇六、道路の種類 大分県加事 広 瀬 北海部地区 二・〇・九四 平成三・一年二月一日 大分県加事 広 瀬 本	八 メートル	三五メートル	前	大分市大字佐賀関字太田七五〇番四四から					珠田地地		
安林 大 分 川 地 区		敷地の幅員	前 後 別	区間	及び路線名	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			匠 海 野川 部 J 地 地 地		
東国東地区 二二七・四九 大分川地区 二二七・四九 大分川地区 二二八・二一 大分川地区 二二八・九七 一三八十二 本で 大分川地区 二三八・二一 一三八十二 本で 大分川地区 一三八十二 一三二十二 本で 大分川地区 一三八十二 一三八十十二 本で 大分県告示第五十四号 株 八三・二 本で 大分県告示第五十四号 本で 大分県吉・第五十四号 本で 大分県吉・第五十四号 本で 大子県吉・第五十四号 本で 大子県吉・第五十四号 本で 大子県吉・第五十四号 本で 大子県吉・第五十四号 本で 大子県吉・第五十四号 本で 大子・二・九 本で 大子・二・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・				大分				<u> </u>	妤 分 川 地	女林	干害防備保安林
大分川地区 一三八・三一 一三八・五一 中津市三光西秣字市郎追二二七三番 前 八七・五 大分川地区 一三八・九七 二子六、九七 二子六 一般国道二三十二番 一十十十三米西珠字市郎追二二七三番 前 八七・五 大分川地区 一三八・九七 二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次 日田地区 一三八十五 一十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次 日田地区 一三・六六 大分県告示第五十四号 まで 後 八三・二 一三・○ 人一三・○ 大分県告示第五十四号 本で 一三・二 人七・五 人十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十				一十一年二月一日、縦覧に供する。	て	三		<u> М</u> М	国国红東東京地地		
別 府 地 区	保全課に備え置	土木建築部道路	週間大分県	(図面は、平成三十一年二月一日から二)	その関係				館国川地地		
大分川地区 二二七・四九 大分川地区 二二八・二二 大分川地区 二二八・九七 二二八・九七 二号 中津市三光西秣字市郎追二二七三番 前 八三・二 大分川地区 二二八・九七 二号 中津市三光西森字市郎追二二七三番 前 八三・二 大分川地区 二二十十四九 中津市三光西森字市郎追二二七三番 (一一・九 大分川地区 1三・六六 一十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四	いのように道路の	、規定により、次	条第一項の	子 hà。 (昭和二十七年法律第百八十号)第十八	道路法(<u>.</u>			府地		防風保安林
大分川地区 〇・一八 大分川地区 一三八・三一 中津市三光西森字市郎追二二七三番 6 大分川地区 一三八・三一 中津市三光西森字市郎追二二七三番 一・一・九 大分川地区 一三八・九七 一三八・二十 中津市三光西森字市郎追二二七三番 大分川地区 一三八・九七 一三八・九七 一・九 大分川地区 一三八・九七 一三八・九七 一・九 大分川地区 一三・二 大分川地区 一三・二 大分川地区 一三・二 大分川地区 一三十 大分川地区 一三八・九七 一三八・九七 一三十 中津市三光西森字市郎追二二七三番 前 八三・二 一・九 大分川地区 一三・二 大分川地区 一三・二 大分川地区 一三・二 大分川地区 一三・二 大分川地区 一三本 大分川地区 一三十 大分川地区 一三十 大台本 一二 大台本 一三本 大分川地区 一二十 大分川地区 一二本 大分川地区 一二本 中津市三光西森字市郎 一二・九 大台本 一二本				·第五十四号	大分県告示	〇 〇 〇 八 八 八			田田川川地地	"保安林	土砂崩壊防備
と II 上 危 也 区	二、 五九二· 〇	八 - - - - - - - - -	後	までまり日に生せ済日十三二者ニ	- - - - - - -				分 珠田 川 地 地 地		
	五九二・○	· 九	前		一般国道二	三七一二二七· 二七十六·二三九· 九二二一九 九六二二一九		4444	匠海野分 - 川部川川 地地地地	ヶ 保安林	土砂流出防備

	\			
	平三	五まで	竹田市大字植木字馬場二七六九番一竹田市大字植木字高尾二〇〇四番一	県道竹田直入線
この訓令は、公示の日から施行する。	供用開始年月日	区間	供用開始	道路の種類及び路線名
附則	勝貞	大分県知事 広 瀬	大分型	
大分県議会議長 井 上 伸 史			日	平成三十一年二月一日
平成三十一年二月一日			ō	いて一般の縦覧に供する。
宿日直手当の額を定める規程(昭和三十七年大分県議会訓令第二号)は、廃止する。	-	週間大分県土木建築部	平成三十一年二月一日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置	その関係図面は、平成
大分県議会訓令第二号 一	 大:			供用を開始する。
	、次のように道路の	衆第二項の規定により	(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、	道路法(昭和二十七年
この訓令は、公示の日から施行する。				大分県告示第五十六号
附則	\ 			*
大分県議会議長 井 上 伸 史 平成三十一年二月一日	平三・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		中津市山国町中摩字へタ道六〇六七番八地内	線 県道中津山国自転車道
。 職員の特殊勤務手当支給に関する規程(昭和三十六年大分県議会訓令第二号)は、廃止す	供用開始年月日	区間	供用開始	道路の種類及び路線名
大分県議会訓令第一号	勝貞大	大分県知事 広 瀬		
			日	平成三十一年二月一日
○議会訓令			ō	
	道路保全課に備え置	週間大分県土木建築部	平成三十一年二月一日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置	14
般国道二一二号 中津市三光田口字西荒田七三二番二まで 中津市三光西秣字市郎追二二七三番三から 平三一・ 二・ 一	次のように道路の一	衆第二項の規定により	始する。 (昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、	供用を開始する。
道路の種類及び路線名 指定する道路の部分 指定年月日	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			
大分県知事 広 瀬 勝 貞				
平成三十一年二月一日いて一般の縦覧に供する。		後	国町中摩字へ夕道六〇六七	番八地内 番八地内
その関係図面は、平成三十一年二月一日から二週間大分県土木建築部道路建設課に備え置				
自動車専用道路を指定する。	自	<u> </u>	地先まで「一十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十	県道中津山 番一地先ま1
道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第四十八条の二第二項の規定により、次のとおり大分県告示第五十七号	二 · 三	前 一二 五	『中摩字へ夕道六○六七』中摩字へ夕道六○六七』	電土地先から 中津市山国町
			1 6 2	1